

川口市被保護者健康管理支援事業業務委託仕様書

川口市（委託者）が受託者に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 業務名

川口市被保護者健康管理支援事業

2 業務目的

川口市において生活保護を受給している者（以下「被保護者」）に係るレセプト等データをもとに医療分析を行い、医療扶助の現状や課題を明確化するとともに、糖尿病性腎症の予防・改善につながる保健指導及び生活習慣病治療中断者に対する医療機関への受診勧奨の実施により、医療扶助の適正化及び被保護者の生活の質向上を目指すことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

保健指導面談：委託者相談室、受託者が定める場所

保健指導面談以外：受託者の事務所

5 提供データ

（1）被保護者レセプトデータ

令和6年4月から令和7年3月診療分：約24万件（約2万件／月）予定

（2）健康診査データ

令和6年6月から令和7年2月受診分：約800件予定

（3）被保護者データ

6 委託業務内容

(1) レセプト等データの分析

委託者が提供するレセプト等データを分析し、分析結果の報告書及び糖尿病性腎症重症化予防指導対象者リスト、健康診査受診勧奨対象者リスト、生活習慣病治療中断者への受診勧奨対象リスト、健診異常値放置者リストを作成する。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導の実施

糖尿病性腎症重症化予防指導対象者に対し、ケースワーカーと共に保健指導にあたる。なお、保健指導を行う者は、保健師・看護師・管理栄養士等の資格を有する者（以下「保健師等」とする）とする。

(3) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨

過去に生活習慣病の診断を受けた者で治療を継続していない者（以下「治療中断者」という。）及び直近において健康診査を受診し、異常値が出ているものの、生活習慣病の治療を行っていない可能性がある者（以下「健診異常値放置者」という。）について、自身の健康状態把握のきっかけを提供し、適切な医療機関への受診または健康診査の受診を促す。

(4) 健康診査受診勧奨パンフレットの作成及び発送

川口市にて毎年実施される健康診査の受診勧奨パンフレットを作成し、必要部数を印刷し、対象者となる被保護者へ郵送する。

(5) 健康診査受診コールセンターの設置

受診勧奨パンフレットの発送後、受託者は被保護者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置する。

7 レセプト等データの分析

(1) レセプト等データ分析の内容

①基礎統計

入院・入院外別にレセプト件数、医療費、患者数等について医療費全体を明確にすること。疾病項目（大分類・中分類）ごとに医療費を明確にすること。また、全国及び中核市と比較した川口市における医療費の傾向や特徴についても記載すること。図、グラフを用い、視覚的に把握できるよう記載すること。計算式、算出根拠について記載すること。

②指導対象者群分析

レセプトデータを分析し、生活習慣病にかかるレセプトの有無を判定し、被保護者のグループ化を行い分析すること。また、それぞれのグループにおける人数・医療費・それぞれの割合・1人あたりの医療費を算出すること。

③健康診査受診勧奨対象者に係る分析

健康診査データ及びレセプトデータを分析し、健康診査を受診しておらず、生活習慣病の治療データがない40歳以上の被保護者の年齢階層別人数を算出すること。

④生活習慣病治療中断者に係る分析

レセプト等データの受診履歴を分析し、かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、医療機関への受診が確認できない者（治療中断者）の傷病名ごとの人数・医療費・それぞれの割合について算出すること。その際、治療中断者の定義を記載すること。

⑤健診異常値放置者に係る分析

レセプト等データ及び健康診査のデータを分析し、異常値があるにもかかわらず、生活習慣病の治療を行っていない可能性がある者（健診異常値放置者）の総合判定ごとの人数および該当項目等について記載すること。その際、健診異常値放置者の定義を記載すること。

⑥高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額な（1件あたり5万点以上）レセプトに着目し、要因となる主要疾病を分析すること。その際、傷病名ごとのレセプト件数・医療費・1件あたりの医療費を記載すること。

⑦疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数・患者1人あたりの医療費・それぞれの順位の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にすること。

⑧糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

糖尿病患者のレセプトを分析し、傷病名・診療行為・投薬状況等から糖尿病性腎症のステージごとに階層化を行い、医療費・人数・1人あたりの医療費を算出すること。また、人工透析者が含まれた場合は血液透析だけでなく、腹膜透析も含めた分析とすること。糖尿病性腎症のステージの分類基準を明記し、腎症の起因分析をすること。起因分析を行ったうえで、階層化より抽出された保健指導対象者の優先順位について記載すること。

（2）分析結果の報告書の作成

委託者が提供するレセプト等データをもとに必要な分析・解析を行い、前述の各レセプト分析の結果について報告書を作成すること。（対象者は受託者と協議して決めることとする）

報告書 ： 1冊にまとめ、電子データ（EXCEL等加工可能な形式で）も納品すること

納期 ： 協議の上決定する

- (3) 糖尿病性腎症重症化予防指導対象者リスト、健康診査受診勧奨対象者リスト、生活習慣病治療中断者への受診勧奨対象者リスト、健診異常値放置者リストの作成
委託者が提供するレセプト等データをもとに必要な分析・解析を行い、糖尿病性腎症重症化予防指導対象者リスト、健康診査受診勧奨対象者リスト、生活習慣病治療中断者への受診勧奨対象者リスト、健診異常値放置者リストを作成すること。(対象者は受託者と協議して決めることとする)
対象者リスト：電子データ（EXCEL 等加工可能な形式で）を納品すること
納期：令和 7 年 6 月 3 0 日

- (4) レセプト等データ分析及び対象者リストの作成における要件
- ① レセプトデータより患者個人ごとの疾病コード単位での医療費を算出すること及び所定の期間内に分析帳票、対象者リストの作成を行うことが可能であること。
 - ② レセプトに記載された未コード化傷病名をコード化すること。
 - ③ レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（投薬、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名ごとの医療費の算出が可能なデータベースとすること。
 - ④ 実際には診療行為が行われていない傷病名に医療費が集計されないようにすること。

8 糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導の実施

- (1) 保健指導が必要と判断した被保護者に対し、受託者は保健師等を派遣し、ケースワーカーと共に保健指導にあたる。初回は面談を実施し、面談から約 2 週間後に架電により経過確認（医療機関への通院状況・生活状況等）を行う。初回の架電から約 2 週間後に再度架電による経過確認を行う。保健指導は、1 人につき面談を 2 回、架電による経過確認を 4 回とする。保健指導に必要な物品等については、受託者にて用意する。受託者は、事前に委託者と十分に協議し、保健指導全般の企画や年間スケジュール等を策定した上で保健指導等支援計画を作成し、委託者に提示する。保健指導時に必要な情報について、委託者が医療機関や被保護者に対し、医療機関からの指示指導事項や検査数値等の情報についてヒアリングをするため、受託者は、ヒアリング事項を分かりやすくまとめ、委託者へ提出する。受託者は保健指導終了後、保健指導を実施した被保護者ごとに保健指導実施状況等について記載の上「保健指導実施報告書（個別）」を作成し、委託者へ提出する。また事業終了後、保健指導全体の成果が分かるような分析を行い、「保健指導実施報告書（全体）」を作成し、委託者へ提出する。
- (2) 指導期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで
- (3) 指導対応時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) 指導場所：（面談）委託者相談室（経過確認）受託者が定める場所

- (5) 指導対象人数：30名程度（一人あたり約60分の面談時間を設けること）
- (6) 指導対象：レセプトデータ分析の結果より委託者が対象者を選定

9 生活習慣病治療中断者への受診勧奨

- (1) 治療中断者及び健診異常値放置者のうち、レセプトデータ分析より抽出した受診勧奨対象者へ、ケースワーカー等の協力のもと通知や電話等により受診勧奨を行う。
受診勧奨は、1人につき通知を1回、電話勧奨を2回程度とする。必要に応じて訪問を行うことができる。受託者は受診勧奨終了後、受診勧奨を実施した被保護者ごとに勧奨状況、内容等受診勧奨状況について記載の上「実施報告書（個別）」を作成し、委託者へ提出する。また事業終了後、事業全体の成果がわかるような分析を行い、「実施報告書（全体）」を作成し、委託者へ提出する。

- (2) 受診勧奨期間：令和7年8月1日から令和8年2月28日まで

- (3) 対象人数：400名程度

- (4) 対象者：生活習慣病（糖尿病、高血圧、高脂血症）の治療を受けていたが、令和6年度において定期的な受診歴がない者、または健康診査を受診し、異常値が出ているものの、生活習慣病の治療を行っていない可能性のある者から委託者が対象者を選定

- (5) 通知文：受託者は、受診勧奨対象者あての通知文を作成する。通知文は郵送または、ケースワーカー等の訪問時に対象者へ手渡す。通知文の内容については、受診の必要性が分かるよう治療中断者と健診異常値放置者それぞれに適した内容の物を作成する。パンフレットの内容等は、適宜協議して決定する。

(ア) 通知文の作成

- ① 大きさ：圧着式はがき
- ② 紙質：マットコート等
- ③ 刷色：4色
- ④ 折り方：Z型
- ⑤ 必要部数：400部程度
- ⑥ 宛名印刷：有

(イ) 発送

発送は受託者が行い、発送費用は受託者が負担する。

10 健康診査受診勧奨パンフレットの作成及び発送

受託者は受診勧奨パンフレットを作成・印刷し、郵送すること。パンフレットの内容等は、適宜協議して決定する。

(1) パンフレットの作成

- ①大きさ : 圧着式はがき
- ②紙質 : マットコート等
- ③刷色 : 4色
- ④折り方 : Z型
- ⑤必要部数 : 8,000部程度
- ⑥宛名印刷 : 有

(2) 発送

発送は受託者が行い、発送費用は受託者が負担する。

11 健康診査受診コールセンターの設置

受診勧奨パンフレットの発送後、受託者は被保護者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置する。

- (1) 設置期間 : 受診勧奨パンフレット発送の翌日から2週間
- (2) 対応日／時間 : 月曜日から金曜日（祝日は除く）／午前9時から午後5時まで
- (3) 報告書の作成 : コールセンター設置期間中の問い合わせ内容及びその回答をまとめた一覧表を作成し、紙媒体及び電子媒体により委託者へ納品すること。

12 その他

(1) レセプト等データの受け渡し場所

レセプト等データの受け渡し場所は川口市庁舎内において委託者から受託者に対して行う。受け渡しに際し、受託者が用意する施錠できる搬送器に格納し、受け渡し票を取り交わした後、搬送する。

なお、信書便にて受け渡しをすることは、双方協議の上可能とする。この場合における搬送費等は受託者が負担し、利用する信書便の内容・方法が適切である旨について委託者へ説明をすること。

(2) レセプト等データの削除

受託者は業務完了後、委託者から受領したレセプト等データ及びそれを元に作成された個人情報データを受託者の電子機器から削除し、任意の書面をもって委託者へ報告する。

(3) 業務完了報告及び支払い

受託者は業務完了後、速やかに委託者へ業務完了報告書を提出し確認を受ける。受

託者は委託者の確認後、請求書を発行する。

(4) 事故等への対応

受託者は、事故や苦情等トラブルが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに委託者へ報告しなければならない。

(5) 特記事項

受託者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。